

茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更（寒川町決定）

都市計画ごみ焼却場を廃止する。

理由

本ごみ焼却場は、昭和56年12月19日に都市計画決定を行い、昭和59年4月より稼働をしてきましたが、施設の老朽化、平成11年7月16日に制定された「ダイオキシン類特別措置法」の恒久基準をクリア出来ない等の理由から、平成14年11月30日に稼働を停止しています。

寒川町で排出された可燃ごみは、事務の委託により平成14年12月から茅ヶ崎市の施設で焼却を行っています。また、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の2市1町で、平成20年3月に策定した「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」においては、茅ヶ崎市の施設での焼却が位置付けられており、中長期的に安定した処理が見込まれます。

また、本ごみ焼却場の跡地は、ごみ処理場用地として利用する計画です。

これらのことから、本ごみ焼却場を変更（廃止）するものです。

都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

高座郡寒川町宮山地内

(3) 変更する部分

なし

新旧対照表

新旧	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	ごみ焼却場名			
新					
旧	2	寒川町クリーンセンター	高座郡寒川町宮山地内	約 1.5ha	処理能力 60t/日 (30t/日×2)

都市計画案件チェックリスト

件名	茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場 第2号寒川町クリーンセンターの変更		
市町村名	寒川町	決定権者	寒川町
関係機関名		連絡調整等年月日	連絡調整の内容及び報告
神奈川県	湘南地区県政総合センター環境調整課	平成22年 1月15日	都市計画案件について協議し合意を得る。

経 緯 書

昭和56年12月19日	都市計画決定（寒川町告示第51号）
昭和59年4月1日	施設稼働開始
平成10年3月	「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定
平成11年7月16日	「ダイオキシン類特別措置法」制定
平成14年11月30日	施設稼働停止
平成22年2月25日	都市計画説明会開催